組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

一　地方職員共済組合	千分の〇・〇三
二　公立学校共済組合	千分の〇・〇七
三　警察共済組合	千分の〇・〇三
四　東京都職員共済組合	千分の〇・〇八
五　指定都市職員共済組合	千分の〇・〇五
六　市町村職員共済組合	千分の〇・〇五
七　都市職員共済組合	千分の〇・〇五

該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

一　地方職員共済組合	千分の〇・〇九
二　公立学校共済組合	千分の〇・一九
三　警察共済組合	千分の〇・〇六
四　東京都職員共済組合	千分の〇・一〇
五　指定都市職員共済組合	千分の〇・〇六
六　市町村職員共済組合	千分の〇・〇六
七　都市職員共済組合	千分の〇・〇六

○総務省・文部科学省告示第二号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の規定を実施するため、地方独立行政法人の設立、定款の変更、解散及び合併の認可の基準（平成十六年総務省・文部科学省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

総務大臣　野田　聖子
文部科学大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　地方独立行政法人の設立を認可する場合 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設立の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。 一　地方独立行政法人（公立大学法人（法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）、公営企業型地方独立行政法人（法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び申請等関係事務処理法人（法第八十七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人をいう。以下同じ。）を除く。）については、その定款が次に定める基準に適合していること。 ㈠～㈢　略 ㈣　業務については、次に定める基準に適合していること。 ［ア　略］ イ　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第六条第一号に掲げる介護医療院の設置及び管理を行う地方独立行政法人は、移行型地方独立行政法人であること。	第一　地方独立行政法人の設立を認可する場合 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設立の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。 一　地方独立行政法人（公立大学法人（法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）、公営企業型地方独立行政法人（法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び申請等関係事務処理法人（法第八十七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人をいう。以下同じ。）を除く。）については、その定款が次に定める基準に適合していること。 ㈠～㈢　同上 ㈣　業務については、次に定める基準に適合していること。 ［ア　同上］ ［新設］